

## 農事組合法人を設立した時は、県への届出が必要です。

- ◆ 設立するには**農民3名以上**が発起人となる必要があります。
  - ※「農民」とは、自ら農業を営み、または農業に従事する個人をいいますが、発起人は農事組合法人成立の時には、全員組合員になります。
- ◆ 構成員となる**組合員は、原則として農民**に限られます。
- ◆ **理事は全員農民**でなければなりません。
- ◆ **行うことができる事業は、以下に限られます。**
  - ・ 農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
  - ・ 農業の経営（出資農事組合法人でなければならない。）
  - ・ これらの事業に附帯する事業
  - ※なお、直売所の運営にあたっては「農業の経営」を行わなければなりません。
- ◆ 法人成立後2週間以内に**行政庁（県または国）への届出が必要です。**
  - （許認可制ではありません。なお、農事組合法人の地区が壱岐市内のみを区域とする法人にあつては、壱岐市役所（農林課）への届出となります。）
- ◆ 農事組合法人は、その名称中に「農事組合法人」という文字を用いなければなりません。また、**農事組合法人でない者が「農事組合法人」という文字を用いてはなりません。**
- ◆ 代表権を有する者の氏名等に変更があつた場合は、変更の登記が必要となります。また、理事が重任（再任）した場合も同様です。

（根拠法：農業協同組合法）

【お問い合わせ先】

長崎県農林部団体検査指導室 指導班 酒井、村崎 Tel 095-895-2923